

行政経営会議 事案書

開催日：令和5年8月28日（月）

担当課：環境施設農政部 みどり公園課

件名：大和市都市公園条例の一部改正について

提出理由：引地台温水プールの供用時間を変更するため、大和市都市公園条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため

内 容：

1. 背景等

- ・引地台温水プール（以下、「プール」という。）は、「大和市都市公園条例」（以下、「条例」という。）に位置付けられている公の施設である。
- ・令和3年12月、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和4年度から当分の間、プールの供用時間を2時間短縮し、閉館時間を18時とする条例改正を行った。
- ・その後、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に移行した。
- ・5類感染症に移行したことにより、新型コロナウイルス感染症対策については、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、市民の方々の自主的な取組みを基本とした対応に転換した。

2. プールの供用時間変更の考え方について

- ・上記の内容や現在の感染状況等を踏まえると、新型コロナウイルス感染症対策としてプールの供用時間を制限する必要性はなくなったと考えられるため、短縮した供用時間を従前に戻すこととする。
- ・令和4年度からのプールの供用時間の短縮は、コロナ禍における暫定的な対応であり、条例の附則において、当分の間、供用時間を変更する旨を定めていることから、今回は、その規定を削除する。

○変更内容

【令和4年4月1日～現在】

期 間	供用時間
1/ 4～12/28 (夏季を除く)	10時00分～18時00分
7/20～ 8/31 (夏季)	9時30分～18時00分



【令和6年4月1日～】

期 間	供用時間
1/ 4～12/28 (夏季を除く)	10時00分～ <u>20時00分</u>
7/20～ 8/31 (夏季)	9時30分～ <u>20時00分</u>

※下線部が変更点

3. 施行日について

- ・改正条例の施行日については、環境管理センターの設備改良工事に伴う発電及び蒸気の停止により、本年8月30日から12月28日までの間においてプールが休場となることや、1～3月は利用者数が少ない時期であること、供用時間変更に伴う人員確保に期間を要すること等を踏まえ、令和6年4月1日とする。
なお、年度途中で供用時間の変更を行う場合には、指定管理料の変更が必要となる。

経 過

- R4. 4～ プールの供用時間の短縮（当分の間）
- R5. 5～ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行

今後の予定

- R5. 9 環境審議会での意見聴取
- R5. 12 議案提出
- R6. 4 改正条例の施行